

報道機関各位

令和6年12月17日

職員の処分について

本日付で職員の懲戒処分を行いましたので、石岡市職員の懲戒処分の公表基準の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 処分年月日 令和6年12月17日

2 被処分者及び処分内容

所 属	職 名	氏 名	性 別	年 齢	処分内容
消防本部	総務課長	須崎 隆史	男性	51 歳	免職

3 処分理由

被処分者は、令和5年7月頃、龍ヶ崎市内において、偽造した額面1万円の日本銀行券10枚を使用したとして、令和6年11月26日に偽造通貨行使の容疑によりに逮捕され、令和6年12月16日に起訴となった。

このことは、全体の奉仕者である公務員として許されない行為であり、市行政の信用を著しく失墜させたことから、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により懲戒処分を行った。

4 管理監督者責任

(1) 消防長	戒告
(2) 消防次長	訓告
(3) 主査（当時の消防次長兼署長）	訓告

5 市長・消防本部コメント

別紙のとおり

【本件に関する問い合わせ】

石岡市 消防本部 総務課（担当：海老澤）

〒315-0001 石岡市石岡一丁目2番地18

電話：0299-23-0119 FAX：0299-22-5895 メール：shoubou-soumu@city.ishioka.lg.jp

市長コメント

去る 11 月 26 日に、偽造通貨行使罪容疑で逮捕された本市消防本部総務課職員に對しまして、本日、免職という懲戒処分を行いました。

改めまして、市民の皆さまに不安とご迷惑をお掛けしましたことに対し、心からお詫び申し上げます。

今後、法令遵守の徹底や内部管理体制の強化、職員研修の拡充に努めるとともに、職員一人ひとりが改めて職務倫理を自覚し、職員一同、市政に対する信頼回復に全力を尽くしてまいります。

石岡市長 谷島 洋司

消防本部コメント

市民の安全・安心を守ることを本務とし、倫理的な行動が求められる消防職員が、法令順守や公務内外を問わず、責任ある行動をとることを厳命していたにも関わらず、当該職員の行為は、公務員としてふさわしくない非違行為であり、こうした処分に至ったこと、また、度重なる不祥事に対し、改めまして深くお詫び申し上げます。

消防行政に対する市民の皆さまからの信頼を回復するため、全職員一丸となり綱紀粛正に取り組み、二度とこのようなことが起きないように、職員の指導及び教育を徹底し、再発防止に尽力してまいります。

石岡市消防本部